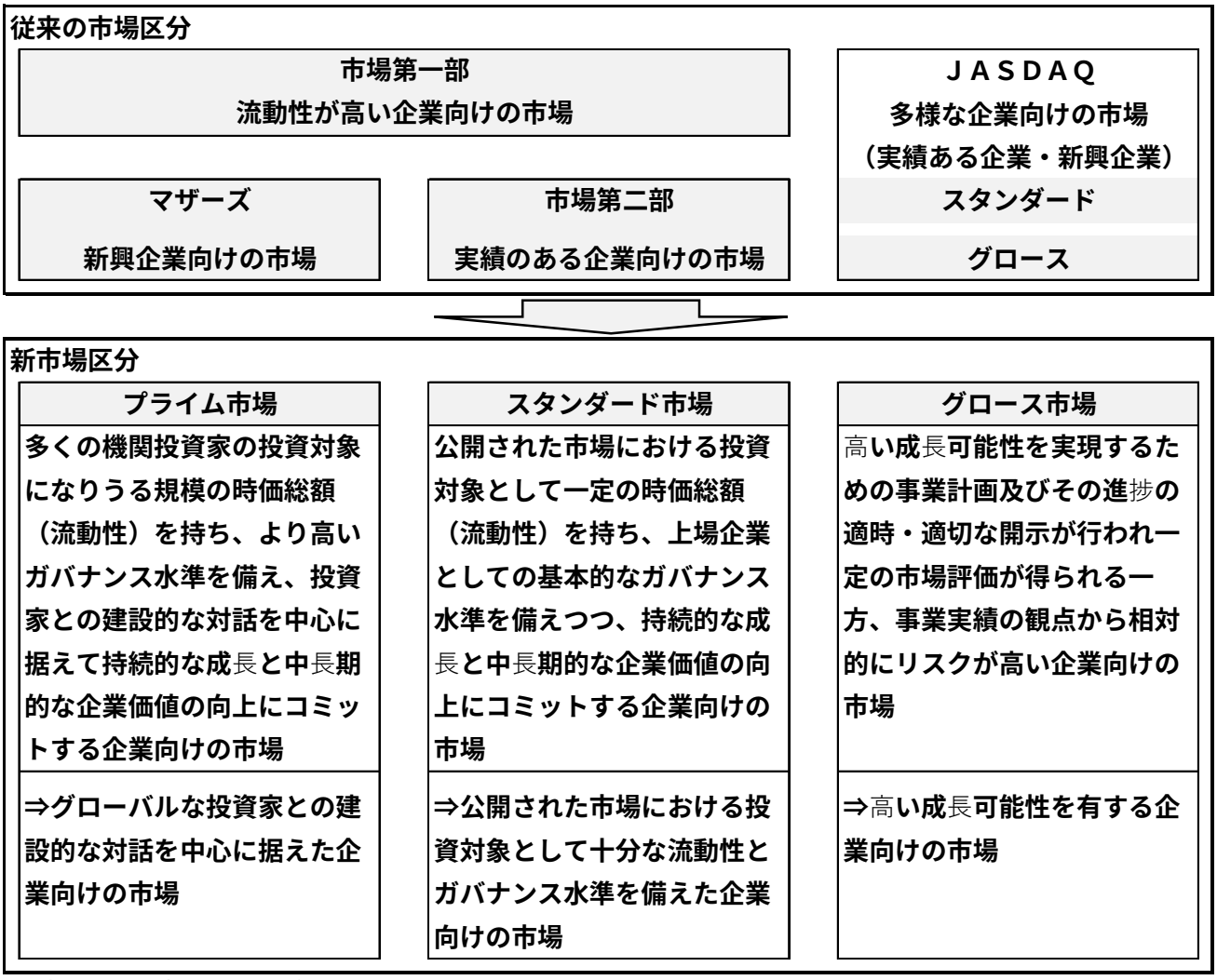
経営トピックスＱ＆Ａ　６月号

東京証券取引所の新市場区分について

Ｑ．2022 年 4 月 4 日より東京証券取引所（以下、東証といいます）の市場区分に変更がありましたが、従来とどのような点が変更になったのか教えてください。

Ａ．■新市場創設の目的について

東証は従来、市場第一部、市場第二部、マザーズ、ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード及びグロース）の５つの市場区分がありました。それが 4 月 4 日よりプライム市場、スタンダード市場、グロース市場の３つの市場区分に見直されました。市場の再編を行った目的は、市場区分を明確なコンセプトに基づく３つの市場区分に再編し、上場企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者からのより高い支持を得られる現物市場を提供するためです。従来の市場区分と新市場区分で想定される企業像は以下になります。



※東証の公開資料を参照して作成

■新規上場基準と上場維持基準の共通化

市場区分の見直し前は新規上場基準と上場維持基準（従来は上場廃止基準といっていました）は異なっていました。これに対し、見直し後は新規上場基準と上場維持基準が原則共通化されました。なお、銀行取引の停止などは上場廃止基準として別に設けられました。プライム市場の形式基準を例にとると以下のとおりです。

プライム市場

項目	新規上場基準	上場維持基準
株主数	800人以上	同左
流通株式数	2万単位以上	同左
流通株式時価総額	100億円以上	同左
売買代金	—	1日平均売買代金0.2億円以上
時価総額	250億円以上	—
流通株式比率	35%以上	同左
収益基盤	最近2年間の利益合計25億円以上または売上高100億円かつ時価総額1,000億円以上	—
財政状態	純資産50億円以上	正であること

※上記以外に事業継続年数、虚偽記載又は不適正意見等などの基準については割愛。

※東証の公開資料を基に一部簡略化して作成。

■市場間の移動

従来は例えばマザーズや市場第二部の企業が一部指定基準を満たした場合には「市場区分間の移行」が可能でした。今回の市場制度の見直しにより「市場区分間の移行」に関する基準は設けられなくなりました。これは、それぞれの市場区分を明確にしたことと、新規上場基準と上場維持基準が共通化されたことによります。このため市場を移る際は上場を希望する市場に対し新規上場と同様に上場申請をする必要があります。これは上場維持基準を満たさなくなり市場を移る場合も同様です。

■プライム市場の企業に求められる事項

プライム市場はグローバルな投資家を対象としていくこともあり、他の市場と比較して特にガバナンス体制の強化が求められます。例えば「コーポレートガバナンス・コード」に関して、開示書類の英語開示、気候変動に係るリスク等の影響についての国際的枠組みまたは同等の開示、独立社外取締役 3 分の 1 以上の選任、指名委員会・報酬委員会の設置についての委員会構成の独立性に関する考え方などの開示など、より強化されたコードへの対応が求められます。

東証の市場再編は単なる名称の変更ではなく、それぞれの市場目的を明確にし、その市場にあったガバナンス体制を求めることを目的に実施されたともいえます。

（あがたグローバル税理士法人　公認会計士・公認不正検査士　鮎澤英之）